

連携協約

ア 生活機能の強化に係る政策分野
(キ)環境

取組内容

し尿や一般廃棄物の処理等に関する業務、環境学習や普及啓発等に取り組む。

事業（取組）		一般廃棄物の処理・処分に関する業務						
連携する市町		さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
		—	—	—	—	—	—	○
事業概要		<p>高松市は、綾川町から委託を受け、西部クリーンセンターにおいて、綾川町の区域から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の中間処理（焼却、破碎）を行う。</p> <p>また、高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分に関する業務を綾川町に委託する。</p>						
連携して得られる成果		<p>関係市町が連携することにより、関係市町の区域から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の中間処理（焼却、破碎）や、その後に発生する残さの埋立処分を円滑かつ合理的に実施できる。</p>						
事業費の見込 （千円）		H28	H29	H30	H31	総計		
		1,040,632	858,179	843,428	843,428	6,959,379		
		H32	H33	H34	H35			
		843,428	843,428	843,428	843,428			
役割分担 及び 費用負担の 考え方	高松市	<ul style="list-style-type: none"> 綾川町の区域から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の中間処理（焼却、破碎）を行う。 高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託し、残さの搬入量に応じた経費を負担する。 						
	連携市町	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の処理業務を高松市に委託し、一般廃棄物の搬入量に応じた経費を負担する。 高松市からの委託を受け、高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行う。 						

注) 事業費については、毎年度の予算により定める。